

豊田工科高校のルールとマナー

<身だしなみ（共通）>

頭髪など

- （男子）頭髪が耳・襟・目にかからない。もみあげは耳より下に伸ばさない。
- （女子）前髪は目にかからない。
髪が肩より長い場合は、身だしなみ指導、式典時には束ねる。体育や実習においては必要に応じて束ねる。
髪留めはシンプルなもので色は黒・紺・茶を基調とし、華美なもの、装飾のあるものは禁止とする。
- （共通）染色、脱色、パーマなどの「加工」は禁止。ただし、個人的な事情により黒染め等の染色を希望する場合は事前に相談をすること。
髪型は高校生としてふさわしく、不自然でないものとする。ただし、過度な整髪料は禁止とする。
化粧は禁止とする。

服装

- 1 更衣期間はなしとする。気温や体調等を考え、本校の制服を「正しく着こなす」こと。
5月～10月：カッターシャツへのネクタイ、ブラウスへのリボンは必須としない。
また、その際は第1ボタンは留めなくてもよい。（以下の正装時は除く）
- 2 入学式・卒業式・始業式・終業式・集会・身だしなみ指導は以下の正装とする。
冬期（4月～5月、10月～3月）以下のいずれかの組み合わせとする。
A：指定のブレザー・カッターシャツまたはブラウス・ネクタイ・スラックス
B：指定のブレザー・ブラウス・リボン・キュロットスカート
カッターシャツ・ブラウスの第1ボタンはとめ、ネクタイ・リボンを着用する。
スカート丈は、夏冬ともに膝丈（膝頭が隠れる程度）とし、加工は禁止とする。
夏期（6月～9月）
A：カッターシャツまたはブラウス・ネクタイ・スラックス
B：ブラウス・リボン・キュロットスカート
C：指定の半袖シャツ・スラックス or キュロットスカート
- 3 その他
 - ・フード付きトレーナー、カッターシャツやブラウスの下にハイネックなどの襟から出るものは禁止とする。
 - ・カッターシャツ、ブラウスの下にはインナーを着用し、色は白、グレー、ベージュ・黒の単色とする。
マークはワンポイント程度までとする。また、半袖の体育服も可とする。
 - ・ベルトは黒・紺・茶の単色とし、革製のベルトが望ましい。
 - ・靴下は黒・紺・グレー・ベージュ・白でワンポイント程度までのものとする。（女子のタイツの色も同様とする）
正装時や、危険を伴う実習では足首が隠れる靴下を着用すること。
 - ・登下校の服装は平日は制服とする。ただし、夏期（6月～9月）は体育服での登下校も認める。その場合においても、始業（朝のST）から終業（帰りのST）までは制服を着用すること。
休日と長期休業中は制服か体育服、もしくは部活動で統一の服装とする。（組合せは表1を参照）
 - ・髪飾り、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト、ピアス、指輪などのアクセサリーは禁止とする。
 - ・夏期の登下校においては熱中症予防のため、登下校時の華美でない帽子の着用を認める。
 - ・カップ着用時の中の服装は、体育服もしくは校則で認められているインナーシャツも認める。
 - ・夏季の授業時に冷房が寒い時は制服（ブレザー）、体育服ジャージー（上着）の着用を認める。

<身だしなみ（冬期） 期間は定めない>

カーディガン、セーター、ベスト等

- ・ブレザーの下に着る。
- ・カーディガン等のみでの登下校や校内着用は禁止する。
- ・色は黒・紺・ベージュ・グレー・白の無地のものとする。
- ・襟元（ネクタイの結び目、リボン）が見えるものとする。

ネックウォーマー、マフラー、ニット帽、耳当て、手袋

- ・色、デザインは問わないが、登下校時に安全であるものとする。
- ・昇降口で脱着すること。

防寒着

- ・ブレザーの上に着用すること。防寒着は上着のみとする。
- ・登下校時のみの着用とすること。昇降口で脱着をする。
- ・色の規定は設けない。
- ・ロングコートは安全性を考慮不可とする。
- ・できる限りかさばらないものにする。（教室で置き場所がないため）
- ・着用状況により指導をする場合や、着用を認められない場合がある。
- ・防寒着として、着用の判断に迷う場合は生徒指導部まで相談にくること。

ひざかけ

- ・授業中の使用を可とする。ただし、移動時は手にもって移動すること。
- ・実技を伴う授業においては原則禁止とし、担当教員の指示に従うこと。
- ・考査時は使用不可とする。
- ・集会・式典は別途指示とする。
- ・できるかぎり華美でないものとする。

<身だしなみ（土・日・祝日・長期休業の登下校）>

制服、体育服、および部顧問の指導のもと、各部で揃えた学校名が認識できる服も可とする。
なお、防寒着については○の 패턴の上への着用は可とする。

【表1】

上	下	可否	備考
制服	制服	○	
体育服	制服	×	逆パターンも×
体育服	体育服	○	
部活の統一服	制服	×	逆パターンも×
部活の統一服	体育服	○	逆パターンも○
部活の統一服	部活の統一服	○	

<所持品>

- ・携帯電話の学校敷地内の使用を禁止とする。(校内では電源を切りカバンにしまう)
授業やホームルーム活動等において教職員の管理下で使用する場合は可とする。
個人的にやむを得ず使用したい場合は必ず先生に申し出て許可を得ること。
- ・マンガ本・トランプ・カードゲーム・音楽プレーヤー・携帯ゲーム等の不要物の校内持ち込みを禁止とする。
- ・現金の持参は必要最低限とし、検定代などを持ってきた場合は、できる限り早く担当教員に渡すこと。
- ・通学用カバンの種類は問わない。

<交通ルール・マナー>

- ・自転車通学者の学校に乗り入れる自転車の種類は問わないが、スタンドは必須とし、整備(ライト・ブレーキ・錠・ベル・反射鏡・防犯登録)がされ、自転車点検に合格し、自転車ステッカーが貼ってあるものに限る。
- ・電動アシスト付き自転車は日本の道路交通法に違反しない自転車とすること。
- ・**通学時は極力ヘルメットを着用する。特にロードバイク等スピードがでやすい車両は着用を強く推奨する。**
- ・校内では指定された自転車置き場に整理整頓して置き、必ず施錠をすること。
- ・自転車通学者は雨天時は必ずカッパを着用すること。カッパの種類は問わないが、目立つ色の着用在望ましい。ロングコートタイプは安全性を考え、できる限り避ける。
- ・自転車通学者が道路交通法に違反するような以下の行為は指導対象とする。
携帯電話等の使用(ながら運転)、イヤホン、並列運転、斜め横断、信号無視、一旦停止無視、二人乗り、傘さし運転など
- ・電車、バスの利用者は駅やバス停、車内では公共のマナーを心がける。
- ・交通事故にあった場合
相手がいる時・・軽度なものでも連絡先を必ず交換し、その場で警察、保護者に必ず連絡し、
その後に学校に連絡をする。
自身と相手のケガの状況を確認し、状況によってはすぐに救急車(119番)を呼ぶ。
自損事故・・ケガの状況によっては救急車を自ら呼ぶ。軽度なものでも学校に報告をする。

<登下校の靴・下足箱の利用>

- ・登下校はスニーカー、革靴とする。下足箱に入らない形状の靴は禁止とする。
サンダル類は安全面を考え禁止とする。靴の色の指定はしない。
- ・自分の下足箱に入れるものは登下校用の靴・スリッパ・体育で使用する運動靴のみとする。

<登下校>

- ・5分前行動を習慣として徹底し、8:55には自席に着いていること。
- ・9:00(始業チャイムの鳴り始め)までに教室にいないものは遅刻となる。その際は入室許可証を生徒指導室で受け取ること。
- ・無断欠席、無断遅刻のないように必ず学校へ連絡をする。「遅れそう」になった時点で連絡をすること。
- ・遅刻が重なった場合は指導対象となり、回数により段階的に指導を行う。

<アルバイト>

- ・原則禁止。ただし、家庭の経済的な事情により、アルバイトが必要な場合は、まずは担任に相談をし、学校の許可をとり実施すること。無断アルバイトは指導の対象とする。

<その他>

- ・実習棟、工業基礎棟の1階は下足、安全靴での通行も可とする。安全上、必ず履物を履くこと。
- ・所持品には記名をすること。忘れ物、落とし物は生徒指導部で預かっている場合がある。
- ・貴重品の管理には十分に注意すること。
- ・学校に置いていってよい物品の種類(別途指示)はルールを守り、紛失が心配な場合持ち帰りをすること。
- ・高校生としてふさわしくない行為が発覚した場合は厳しく指導する。
- ・公共交通機関の定期券の発行は入学時は通学証明書、それ以降は身分証明書で新規購入、継続購入ができる
- ・オートバイ等の「四ない運動」(免許を取らない、買わない、乗らない、他人に乗せてもらわない)を厳守すること。
- ・校内に掲示物を貼る際には生徒指導部の許可を得ること。
- ・以下のような場合は生徒指導部に相談に来ること。また、必ず担任に報告・相談をすること。
証明書の発行は時間がかかるので、早めに報告・相談をし、事後は速やかに届け出ること。
 - アルバイトをしたい。
 - 交通事故にあった。(被害・加害・自損いずれの場合も)
 - 新幹線の学生割引がほしい。(発行には条件が必要)
 - 生徒身分証を紛失した。
 - 自転車を買い替えた。一時的に違う自転車で通学したい。
 - 通学方法を変更したい。
 - ケガ等によって制服や靴の着用が難しい場合。
 - 物品の紛失・拾得・盗難にあった場合。